

兵庫県公報

令和3年5月18日 火曜日 第208号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和3年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	4
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	6
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	10
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	11

告 示

兵庫県告示第562号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
令和3年 8月7日（土）	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで

同月8日(日)	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
令和4年 1月23日(日)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
		甲種特類	午後1時00分から 午後3時45分まで
	午後	甲種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験はできない。ただし、電気工事士の資格を有することにより試験の一部免除を受ける者に限り、甲種第4類と乙種第7類、あるいは乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により試験場所・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

第1回・第2回とも

兵庫県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2丁目1番63号

3 試験方法

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について記述式にて行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 書面による受験手続

受験願書に必要な書類をそろえ、(5)のとおり受付期間中に受付場所へ持参し、又は簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付する。

(2) 電子申請による受験手続

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)から必要事項等の入力を行い送信する。ただし、受験資格及び科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

(3) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項までに該当することを証明する書類

(4) 受験願書の配布場所及び配布期日

次の場所で6月上旬頃より配布する。

県下各消防本部、県下各県民局、県民センター、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(5) 受付期間及び受付場所

ア 第1回

(7) 書面申請

a 受付期間

令和3年6月21日（月）から同年7月1日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付すること（受付最終日消印有効）。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

c 申請先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(f) 電子申請

a 受付期間

令和3年6月18日（金）午前9時から同月28日（月）午後5時まで（24時間対応）

b 申請方法

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>）から申請に必要な事項等の入力を行い送信する。ただし、受験資格及び試験科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

a 受付期間

令和3年11月29日（月）から同年12月9日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

第1回に同じ。

c 申請先

第1回に同じ。

(f) 電子申請

a 受付期間

令和3年11月26日（金）午前9時から同年12月6日（月）午後5時まで（24時間対応）

b 申請方法

第1回に同じ。

(6) 手数料

ア 甲種特類 5,700円

イ 甲種 5,700円

ウ 乙種 3,800円

書面申請の場合、指定の用紙を使用し郵便局窓口で払込のうえ「振替払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼付すること。

なお、受験願書受付後は原則として返還は認めない。

6 合格者の発表

第1回は令和3年9月9日頃、第2回は令和4年2月25日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を一般財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

電話 (078) 385-5799
 一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室 (電子申請の場合)
 電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第563号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西池土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	上 田 秀 樹	加古郡稲美町印南2179番地の4



兵庫県告示第564号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上構土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	矢 羽 広 美	姫路市林田町上構93番地2
同	蔵 本 武 史	同 市林田町上構166番地1

西治土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	西 村 宗 一	神崎郡福崎町西治951番地
同	牛 尾 孝 三	同 郡同 町西治533番地2
同	牛 尾 基 好	同 郡同 町西治1424番地



兵庫県告示第565号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

印南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	長谷川 寛	加古郡稲美町印南781番地の1
同	井 澤 孝 泰	同 郡同 町印南818番地
同	長谷川 裕 己	同 郡同 町中村1393番地の34

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	長谷川 寛	加古郡稲美町印南781番地の1
同	井 澤 孝 泰	同 郡同 町印南818番地
同	西 田 真 規	明石市魚住町清水1141番地の10

打越土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

監事

同

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

監事

同

東芦田土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

味間土地改良区

退任役員

氏名	住所
大塚正稔	姫路市打越421番地
小林紀夫	同 市打越1339番地60
谷川裕康	同 市打越1329番地15
谷川明洋	同 市打越1170番地
岩田敏幸	同 市打越1213番地
谷川惠一郎	同 市打越777番地
大塚昌良	同 市六角268番地1
大塚公彦	同 市打越418番地1
小林武夫	同 市打越1217番地

氏名	住所
大塚正稔	姫路市打越421番地
小林紀夫	同 市打越1339番地60
谷川裕康	同 市打越1329番地15
谷川明洋	同 市打越1170番地
岩田敏幸	同 市打越1213番地
谷川惠一郎	同 市打越777番地
大塚昌良	同 市六角268番地1
谷川雅文	同 市打越1171番地
山田徳和	同 市打越407番地

氏名	住所
小寺康弘	丹波市青垣町東芦田725番地
小高信幸	同 市青垣町東芦田592番地
蘆田貴彦	同 市青垣町東芦田552番地6
大西成寿	同 市青垣町東芦田241番地
塩見修	同 市青垣町東芦田382番地3
芦田祥徳	同 市青垣町東芦田917番地1
蘆田信夫	同 市青垣町東芦田939番地
山口元	同 市青垣町東芦田1391番地1
芦田茂	同 市青垣町東芦田1410番地1
小寺正晴	同 市青垣町東芦田678番地2

氏名	住所
長井博史	丹波市青垣町東芦田2271番地
小高信幸	同 市青垣町東芦田592番地
小高繁幸	同 市青垣町東芦田654番地
蘆田邦三郎	同 市青垣町東芦田1463番地
田中裕也	同 市青垣町東芦田125番地
塩見大介	同 市青垣町東芦田328番地
芦田義徳	同 市青垣町東芦田556番地
蘆田剛	同 市青垣町東芦田795番地
上井善一	同 市青垣町東芦田1491番地7
足立辰彦	同 市青垣町東芦田1109番地
小高康弘	同 市青垣町東芦田767番地1

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 正 巳	丹波篠山市味間北970番地
同	松 下 稔	同 市味間北988番地
同	谷 後 平 和	同 市味間北1003番地 1
同	平 野 力	同 市味間南828番地 1
同	平 野 斉	同 市味間南400番地
同	平 野 久 昭	同 市味間南537番地 1
同	村 上 吉 信	同 市味間奥1793番地 2
監 事	岡 本 茂 樹	同 市味間北1017番地
同	金 井 秀 一	同 市味間新229番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 後 義 通	丹波篠山市味間北35番地
同	松 下 稔	同 市味間北988番地
同	谷 後 平 和	同 市味間北1003番地 1
同	平 野 久 昭	同 市味間南537番地 1
同	平 野 力	同 市味間南828番地 1
同	平 野 斉	同 市味間南400番地
同	村 上 吉 信	同 市味間奥1793番地 2
監 事	金 井 秀 一	同 市味間新229番地
同	小鷹狩 英 治	同 市味間南1051番地 6



兵庫県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上構土地改良区

氏 名	住 所
西 山 隆 久	姫路市林田町上構243番地 2
矢羽野 信 介	同 市林田町上構215番地
栗 間 秀 典	同 市林田町上構201番地
三 村 英 生	同 市林田町上構233番地
石 間 和 宏	同 市林田町上構229番地

西治土地改良区

氏 名	住 所
高 橋 一 成	神崎郡福崎町西治1288番地 1
牛 尾 繁 実	同 郡同 町西治1261番地
高 原 光 則	同 郡同 町西治1387番地
高 原 好 機	同 郡同 町西治1217番地 2
牛 尾 裕	同 郡同 町西治1271番地
中 農 彰	同 郡同 町西治1216番地
宮 内 富 夫	同 郡同 町西治940番地 2
藤 本 茂 樹	同 郡同 町西治1338番地 1



兵庫県告示第567号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
浜坂区域	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業	令和3年4月16日
沼島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業	同 上
江井ヶ島区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業	同 上
江井ヶ島区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上
江井ヶ島区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上

~~~~~

**兵庫県告示第568号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月10日から同年7月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市神園町外地内

~~~~~

兵庫県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年3月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市及び多可町

~~~~~

**兵庫県告示第570号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月7日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
佐用町下石井地内



**兵庫県告示第571号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月7日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
佐用町佐用及び西大島地内



**兵庫県告示第572号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月7日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
佐用町久崎及び円光寺地内



**兵庫県告示第573号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市及び養父市



**兵庫県告示第574号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三



- 1 作業種類  
公共測量（三次元点群測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月16日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
豊岡市高屋地内



**兵庫県告示第575号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月24日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町竹ノ内地内



**兵庫県告示第576号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月21日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市和田山町和田山地内



**兵庫県告示第577号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月22日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市生野町円山地内



**兵庫県告示第578号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名   | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小字名 | 地番                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高井(2) | 美方郡 | 香美町 | 村岡区大糠 | 向山  | 105番から107番までの各一部、108番1の一部、109番1の一部、110番、111番1の一部、111番2、112番4の一部、132番20の一部、132番28の一部、134番の一部、135番の一部、136番から139番まで、140番1、140番2、141番、160番、161番、162番1、162番2、163番の一部、173番1から173番3まで、174番、175番の一部、132番28地先の道路敷の一部、135番地先の道路敷の一部、140番2から141番に至る地先の水路敷、160番から163番に至る地先の道路敷の一部 |



兵庫県告示第579号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名           | 地番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----|-----|------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小路頃 | 養父市 |     | 小路頃  | オノ木<br><br>西浦 | 48番2の一部、49番の一部、51番1、51番2の一部、51番3の一部、52番の一部、54番の一部、55番から57番まで、58番から61番までの各一部、66番の一部、67番、68番の一部、69番、75番から80番まで、81番1、82番、83番1、84番1、91番から93番まで、94番の一部、95番から97番まで、98番1、49番から79番に至る地先の道路敷の一部、58番から59番に至る地先の道路敷の一部、76番から84番1に至る地先の道路敷、96番から98番1に至る地先の道路敷の一部、83番1から92番に至る地先の水路敷<br><br>120番1の一部、120番3、122番1、123番、124番の一部、125番、128番の一部、129番の一部、133番の一部、122番1から123番に至る地先の道路敷の一部 |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和3年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂郡上郡町大枝字高田251番の一部、274番1の一部、274番2の一部、276番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂郡上郡町大枝405番地  
兵庫シューズ株式会社 代表取締役 森岡正光
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年7月30日  
兵庫県指令建指第1-1号(2上郡)

### 但馬海区漁業調整委員会公告

#### 漁業法に基づく指示

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和3年5月18日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 上田良介

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第76号
- 2 指示事項  
北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和3年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。
- 3 指示の有効期間  
令和3年5月18日から同年6月30日まで